

稲城サッカースポーツ少年団入団のご案内

(1) 団の目的

少年サッカーを通じて健全な精神および身体を育成し、友情和を深めることを目的としています。

(2) 入団

所定の入団届けに記載し、該当学年コーチに提出する事によって、入団を認めます。各学年コーチは、定例会にて入団者を報告し、スポーツ傷害保険の加入手続き等の依頼を行います。スポーツ傷害保険への加入手続きは、原則として月1回の定例会後となります。

(3) 退団

退団届けを学年コーチに提出する事によって、退団を認めます。各学年コーチは、定例会にて退団者を報告し、育成会費（団費）の清算等の依頼を行います。

(4) 団の運営

当団の運営経費は、年会費および育成会費（団費）を基に運営します。

(5) 年会費・保険料

年会費	500円
保険料	800円

(6) 育成会費（団費）

団費は、学年毎に定められた育成会費（団費）を年2回に分け、期（前期・後期）のはじめに徴収します。期の途中で退団する場合は、退団届けを各学年コーチに提出した月までは団に所属したものとして月単位で清算します。

各学年毎の育成会費（団費）は下記の通りです。（25年4月27日改正）

園児～2年生	1, 300円/月
3年生～4年生	1, 500円/月
5年生～6年生	1, 700円/月

(7) 服装等（個人の持ち物は、すべて名前を記入してください）

ユニフォームなどについては、団指定の統一した形状デザインのものを購入し着用していただきます。

(8) 傷害保険

団員、指導者については、年度当初に一括してスポーツ傷害保険に加入します。練習や試合時の負傷等については、この傷害保険の範囲内で補償を行うこととします。

年度途中で入団した場合は、入団の翌月初めにスポーツ傷害保険の加入手続きを行います。加入手続き完了前の負傷については、補償されませんのでご了承ください。

(9) 団費等の使途

- 1) 団としてサッカーを行うための用具、備品等の購入
- 2) 練習場等の使用料、粗品等
- 3) 大会等の参加費、対戦相手などへの粗品等
- 4) 運営上必要な会議、打ち合わせ等の事務費
- 5) 慶弔費は以下の通りとします。

①慶：行わない

②弔：イ) 団員とその家族

ロ) 稲城市サッカー連盟 (含 審判協会)

ハ) 稲城サッカースポーツ少年団指導者

金額は一律、5,000円とし、返礼はないものとする。

- 6) 財団法人日本サッカー協会及び稲城市サッカー連盟への登録申請費用
- 7) スポーツ傷害保険の加入料
- 8) その他、活動の諸費用

(10) 練習について

- 1) 練習は原則として日曜日とし、練習時間は9時～12時半の間で、開始、終了時間は各学年により異なります。
- 2) 大会、試合等につきましては必要によりその都度連絡いたします。
- 3) 練習場所は原則として以下の通りです。

園児～2年生 稲城市立第3中学校

3年生～4年生 稲城市立第1中学校

5年生～6年生 稲城市立城山小学校

*毎月1回は、練習場所を交換します。

(11) 不慮の災害について

- 1) 団員および指導者が練習および試合等で負傷した場合、団はスポーツ傷害保険の範囲内で補償を行います。
- 2) 万一不慮の事故が発生した場合でも、団や役員・指導者への責任の追及はできません。

(12) 協力をお願い

団の役員・指導者はボランティア精神で団員への指導・団への協力を行っています。
団員の保護者も、団からの依頼につきましては積極的のご協力をお願いいたします。

(13) 役員・指導者の業務分担内容

役員

1) 会長

日常の事務処理と共に各役割の担当者と連絡をとり、活動の下準備を指示する。役員会等の長を務めると共に、役員会、打合会等の準備や連絡などの指示を行う。

2) 副会長

スポーツ傷害保険の加入手続き、負傷者の保険請求手続きを行う。また、会長の補佐を行う。

3) 会計

団の予算の出納管理を行います。また会長、副会長の補佐を行う。

4) お便り

「育成会だより」に団員や家族の活動記録、行事予定、その他連絡事項を掲載し配布を行う。

5) 施設

定期活動場所（グラウンド）の確保のための学校施設、公営施設等の借用手続きを行う。（毎月20日過ぎ、1中・3中・城山小・1小）

6) 学年委員

各学年の代表としての活動を行う。学年電話連絡網の作成、配布と連絡事項の徹底を行う。

（学年の連絡窓口）団員、保護者、コーチ等の相互の親睦を深めるための
団の行事を企画・運営する。

（行事割当て）親子サッカー、初蹴り、卒団式・・・各行事2学年で
担当する。

学年の活動費の出納を管理する。（金銭出納帳は卒団まで使用）

大会や試合時の指導者及び審判員の弁当の手配（500円程度の弁当に
飲み物を用意する。）試合等で必要があれば、団員用の飲み物、タオルを
用意する。

7) 事務局

会長、副会長の補佐を行う。

☆当番について

- ・練習や大会、試合の度に、保護者持ち回りで「当番」を割当てます。
- ・「当番です」とコーチに言い、救急箱を預かりケガの際には応急処置を行って

ください。

- ・終了後、忘れ物等の確認とグラウンドのゴミ拾いを行ってください。(たばこの吸い殻にも注意してください。)
- ・行事その他で役員から依頼があれば協力してください。
- ・都合の悪い方は責任を持って他の人をお願いしてください。
- ・花壇や植え込みは生徒達が大切に世話をしている場所です。中に入ったり、植え込みに向かってボールを蹴るのはやめるように注意してください。またユニフォーム等を植え込みの上に置くことも注意してください。

指導者

1) 代表

- ①役員とコーチ陣の取りまとめを行うと共に、稲城サッカースポーツ少年団の活動が円滑に行われよう指示を行います。
- ②グラウンド施設、行事計画を掌握し、コーチ陣の活動調整を行います。
- ③稲城サッカースポーツ少年団を代表して渉外業務を行います。上部組織を含む各種団体（稲城市サッカー連盟、日本サッカー協会等）との窓口となり、登録申請、公式試合を含む対外試合等を設定します。

2) 学年主任コーチ

大会、練習試合等への参加、練習スケジュール等を立案し、当日の活動全般を把握し指導を行います。

3) 学年コーチ・アシスタントコーチ

主任コーチの補佐を行います。

4) 審判員

主に団のコーチ、保護者、OBで構成された公式審判資格者が各大会、試合に、団専属審判員として同行し、チームに割り当てられた審判を行います。

☆定例会：原則として毎月1回開催し、日程等は役員相互にて決定する。